

The Mie Prefectural



第2次 三重県男女共同参画 基本計画 **改定版**

～一人ひとりが輝く社会～

Gender Equality



General Plan

(second edition, revised version)

**ダイジェスト
版**

平成29年
三 重 県



計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進展、共働き世帯の増加等、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じているため、2011(平成23)年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」を改定するものです。

計画の位置づけ

- 「三重県男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。
- 「男女共同参画社会基本法」に基づく都道府県に策定が義務づけられた計画です。
- 「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画です。
- 県の長期戦略計画「みえ県民カビジョン」(2012(平成24)年策定)をはじめ、県の各種計画との整合を図っています。

計画の目標

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現を引き続きめざしていきます。

本計画に基づき、次の3つの基本方向により施策を推進します。

基本方向Ⅰ 職業生活における女性活躍の推進

雇用等の分野、農林水産業・商工業等に係る自営業における女性活躍の推進や仕事と子育て等の両立支援に取り組みます。

基本方向Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進や意識の普及と教育の推進に取り組みます。

基本方向Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境の実現

家庭・地域における男女共同参画の推進や生涯を通じた男女の健康と生活の支援、男女共同参画を阻害する暴力等への取組を進めます。

計画の期間

2017(平成29)年度から2020(平成32)年度までの4年間です。
ただし、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

計画の重点事項

本県の現状および国の施策の方向等をふまえ、次の施策を「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」の重点事項として取組を進めます。

重点事項1 あらゆる分野における女性活躍の推進

雇用等の分野に加え、家庭・地域や農林水産業等に係る自営業の分野において、女性が自立した個人としてその個性と能力を発揮し、自分らしく生きることのできる環境の実現に向け、施策を展開します。

重点事項2 男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の促進

企業等において、長時間労働等を前提とした男性中心のこれまでの働き方が見直され、男性の家事、育児、介護等への参画が促進されるよう、働き方改革や男性の意識改革につながる取組を推進します。

重点事項3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

国の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標をふまえ、県においても効果的な取組を進めます。特に、働く場（企業等）や防災、行政の各分野について積極的に推進します。

重点事項4 男女共同参画に関する理解の促進

男女共同参画に関する認識やその意義について理解を深めるため、広報・啓発等の活動を推進します。特に固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男性への啓発や、児童生徒に対する男女共同参画教育の推進を図ります。

重点事項5 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

防災の現場における女性の参画拡大を図るとともに、避難所運営等の地域防災活動において女性の視点が反映されるよう取り組みます。

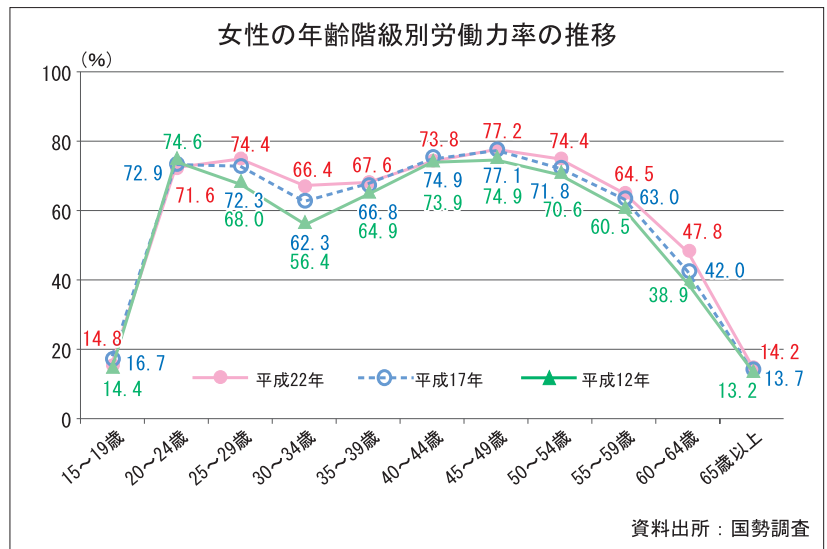
重点事項6 男女共同参画を阻害する暴力への取組

性別に基づく暴力等を許さないという意識の浸透を図るとともに、性犯罪や性暴力等に係る相談支援体制の充実を図ります。

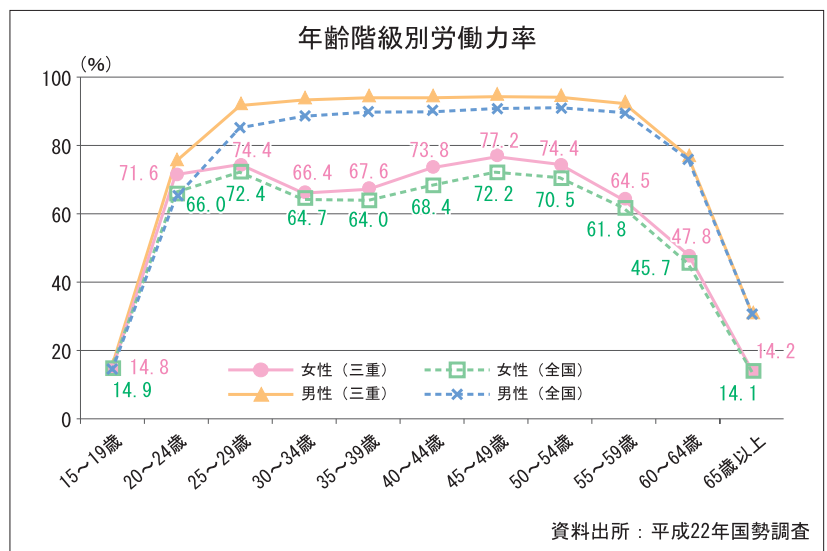
女性の職業生活における

1 職業生活における女性の活躍

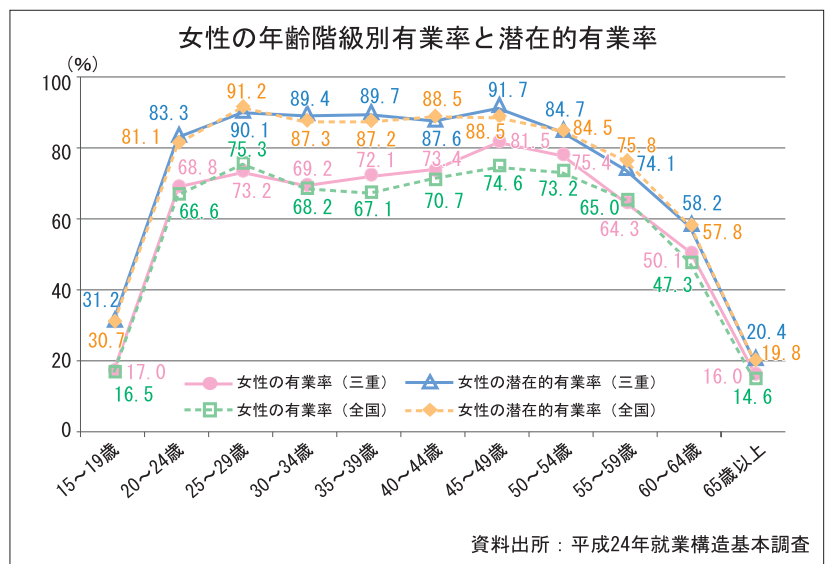
年齢階級別にみた県内の女性の労働力率は、25～29歳および45～49歳を頂点とする緩やかなM字カーブを描いており、10年前と比較するとM字の谷が浅くなっている状況が読み取れます。



また、全国と比較すると、M字カーブの谷となる年齢がやや若い（全国：35-39歳、三重県：30-34歳）ですが、その一方で、35歳以上の年齢に係る労働力率が全国より高く、M字の最も高い頂点が45～49歳（全国：25-29歳）といった特徴がみられます。



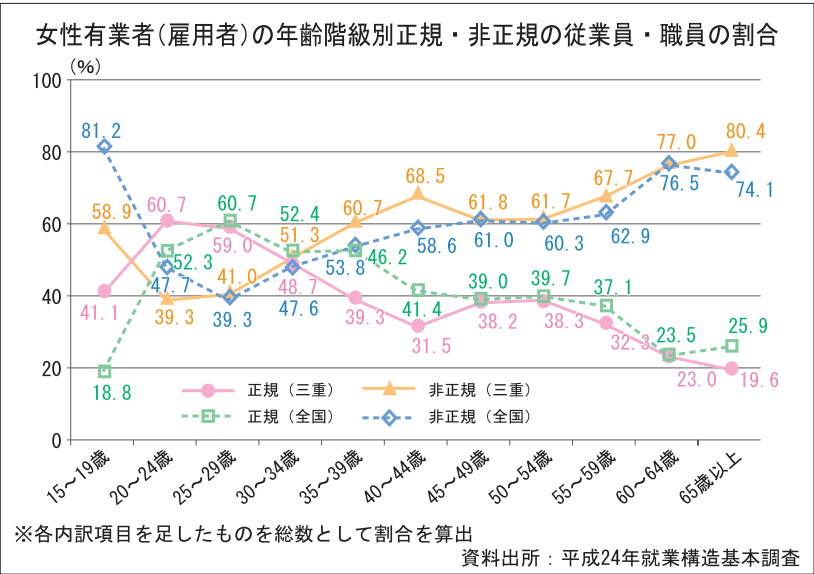
さらに、女性の有業率と潜在的有業率（有業者に、無業者のうち就業を希望する人を加えて算出）を年齢階級別で比較すると、本県ではこれらの差が35歳以上で徐々に小さくなっています。全国と比較すると、30歳代、40歳代でその差が小さくなっており、特にこの世代において、働くことを希望する女性の実際に働ける環境が、全国より提供できていると考えられます。



活躍に関する本県の特徴

2 非正規雇用の状況

女性の雇用形態に関して、正規・非正規別の年齢階級別割合をみると、全国と同様に30歳代以降で非正規の割合が正規に比べて高くなっていますが、その増加割合が全国に比べて高い傾向にあります。このことから、育児が一段落した時期の非正規の割合が高い状況が読み取れます。



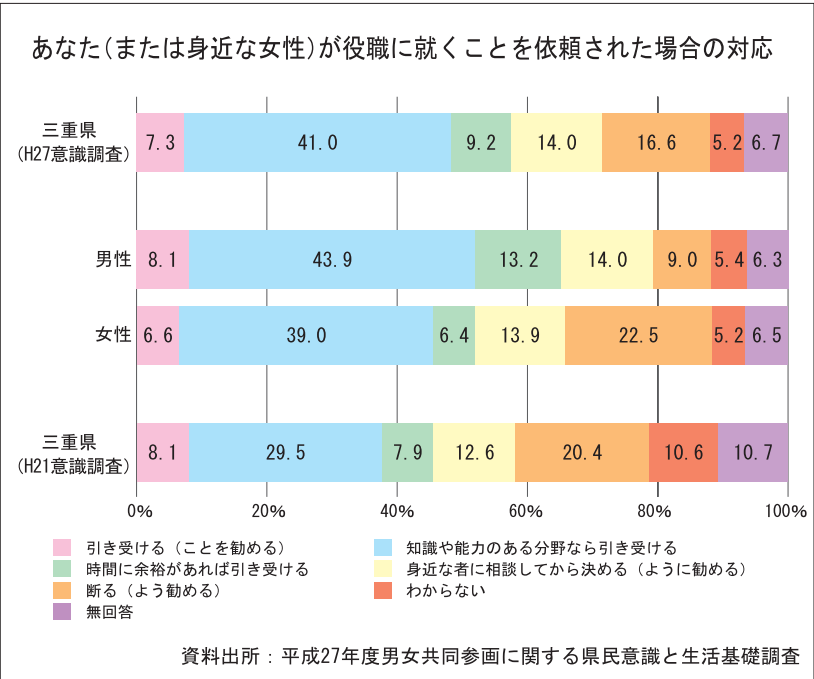
3 女性管理職の状況等

本県の管理的職業従事者に占める女性の割合は12.1%であり、全国と比較して1.3ポイント低い状況です。また、女性有業者に占める管理的職業従事者の割合は0.5%であり、男性（2.8%）よりも2.3ポイント低くなっています。

また、女性管理職の就任に係る対応に関して、男性は肯定的な回答（「引き受ける(ことを勧める)」 「知識や能力のある分野なら引き受ける」 「時間に余裕があれば引き受ける」の合計）の割合が65.2%であるのに対して、女性はその割合が52.0%と、13.2ポイントの差がみられます。全体としては、以前より肯定的な回答の割合が増えているものの、女性が管理職に就任することについては、男性よりも女性の方が消極的である状況がうかがえます。

女性管理職の状況				
	管理的職業従事者に占める女性の割合 (%)		女性有業者に占める管理的職業従事者の割合 (%)	
三重県	12.1	28位	0.5	39位
全国	13.4		0.7	

資料出所：平成24年就業構造基本調査



基本施策Ⅰ-Ⅰ 雇用等における女性活躍の推進

めざす姿

- 長時間労働や転勤等を前提とした働き方が改善され、ライフステージに対応した多様な職業生活が営まれています。
- 女性の職域拡大が進み、能力開発やキャリア形成が行われるとともに、男女が性別に関わらず個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが実現しています。
- 性別による差別的取扱いや、出産・育児に対する不利益取扱いが解消し、人権尊重に基づく男女の対等な関係づくりができています。

施策の方向等

1 女性活躍推進の機運醸成

女性の活躍が企業、団体をはじめとするあらゆる分野で進み、これからの時代に求められる多様な生き方、働き方の実現につながるよう、一層の機運醸成を図ります。

- ◆新しいロールモデルの創出
- ◆経営者や男性管理職の意識醸成
- ◆企業等の計画策定支援

2 男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の促進

長時間労働や転勤を前提とした男性中心型労働慣行を見直し、働き方改革の推進を図ります。

- ◆経営者等を対象にした講習会の開催
- ◆企業等におけるイクボス推進を応援

3 仕事と生活の調和の推進

男女が共に仕事に達成感を感じながら家庭では子育て・介護や家事に参画できるよう、仕事と生活の調和の実現に向けた啓発を図ります。

- ◆仕事と生活の調和の重要性を啓発
- ◆企業等における取組を支援
- ◆県の「ワーク・ライフ・マネジメント」推進

4 雇用環境の整備

女性が働きやすい職場環境の創出に向けた取組を推進します。

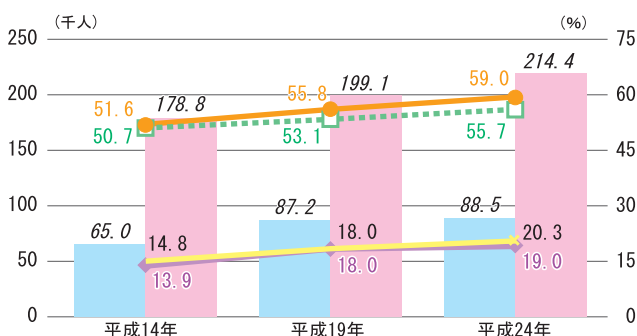
- ◆働きやすい職場環境づくりを支援
- ◆マタハラ、パタハラ防止に係る啓発

5 女性の再就職支援

出産・育児等で離職した女性に対し相談の場を設けるなど、再就職を支援します。

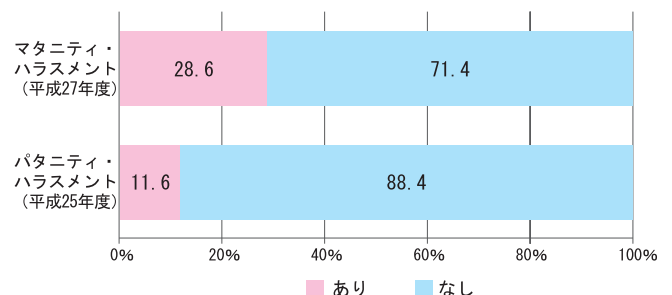
- ◆スキルアップ研修等の実施
- ◆医療現場における復帰支援

非正規雇用者数および割合の推移



資料出所：就業構造基本調査

マタニティ・ハラスメントおよび
パタニティ・ハラスメント経験の有無（全国）



アンケート対象者
マタニティ・ハラスメント
過去5年以内に、在職時妊娠経験がある20～40歳代の女性
パタニティ・ハラスメント
子どもがいる20～59歳の男性有職者

資料出所：日本労働組合総連合会

基本施策Ⅰ-Ⅱ 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進

めざす姿

- 農山漁村において、男女共同参画を阻害する固定的性別役割分担意識や慣行が見直され、男女が対等なパートナーとして位置づけられています。
- 農林水産業において、6次産業化や機械化の進展により女性の職域が拡大され、個性と能力を生かして活躍できる場が確保されています。
- 女性がこれまでのキャリアを生かして起業できる環境が提供され、自らの夢や希望が実現しています。

施策の方向等

1 方針決定の場への女性の参画促進

農林水産業に従事する男女の固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実します。

- ◆男女共同参画意識の普及啓発
- ◆農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発
- ◆女性の農業委員増加に向けた取組

2 女性が働きやすい環境の整備

農林水産業や商工業への女性の参画を促進するとともに、担い手の能力の向上を図ります。

- ◆多様な働き方の推進
- ◆農村・漁村女性アドバイザーの活動支援

3 家族的経営における働きの評価と仕事と生活の調和の推進

家族的経営の自営業において、女性がその働きに応じて適正な評価を受け、男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう支援します。

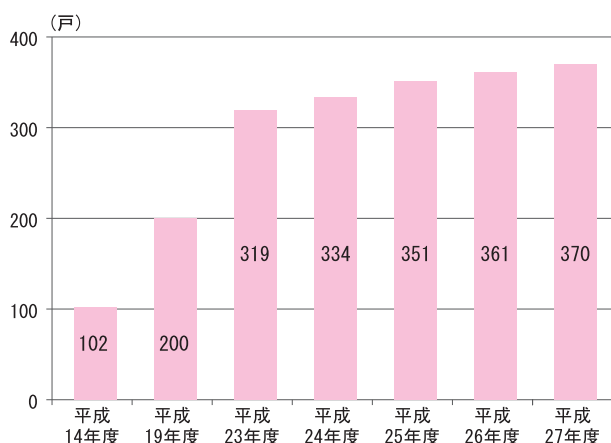
- ◆家族経営協定の普及
- ◆仕事と生活の調和に向けた啓発
- ◆労働力補完システムの利用促進

4 起業家等に対する支援

男女の起業が促進されるよう、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言等を実施します。

- ◆起業家への情報提供等の充実
- ◆起業家に対する研修の支援
- ◆女性アスリートの発掘・育成

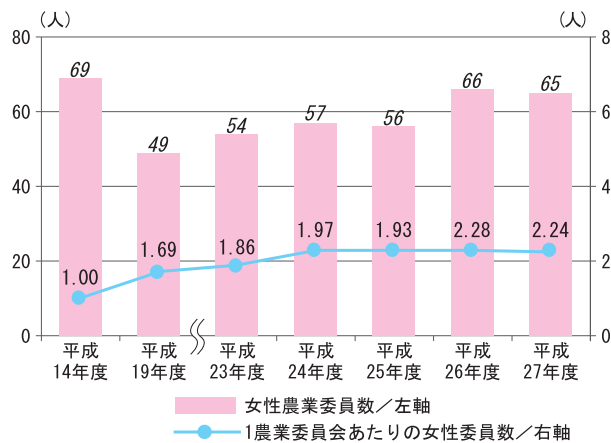
家族経営協定の締結数の推移



※各年度末現在の状況

資料出所：県担い手支援課調べ

農業委員会における女性委員数



※各年度末現在の状況

※平成14年度当時は市町村合併前につき県内市町村数は69

資料出所：県担い手支援課調べ

基本施策Ⅰ-Ⅲ 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進

めざす姿

- 子育て、介護等と職業生活の両立の重要性が地域社会で十分認識されています。
- 子育てや介護に関して、十分に社会的支援を受けられる環境が実現されるとともに、男女が互いに十分理解しあいながら共に参画しています。
- 働く場において、家庭や地域生活との両立が大切である意識が浸透し、多様な働き方が選択できる環境が実現されています。

施策の方向等

1 多様なニーズに対応した子育て支援

子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

また、職業生活と家庭生活との両立に資するよう、放課後児童クラブ等の運営を支援します。

- ◆待機児童解消に向けた取組
- ◆多様な保育サービス充実への支援
- ◆放課後児童クラブの運営支援
- ◆ファミリー・サポート・センターの運営支援

2 男性の育児参画の推進

働く場で育児休業等の制度利用が進むなど、男性が子育てに参画しやすくなる環境づくりを推進します。

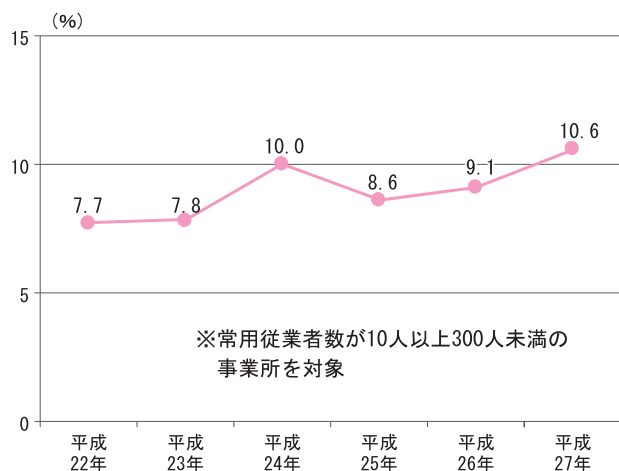
- ◆男性の育児参画に関する機運醸成
- ◆「みえの育児男子プロジェクト」の推進

3 介護を支援する環境の整備

介護離職を防止し仕事と介護の両立につなげるため、介護サービスの充実を図ります。また、介護に関する制度の周知や相談・支援体制の整備を促進します。

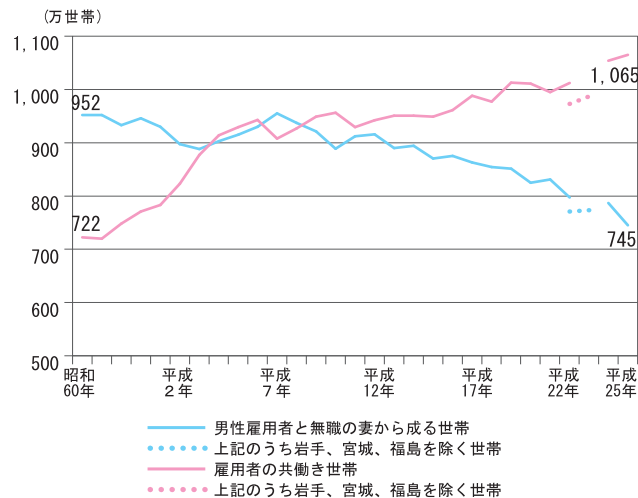
- ◆特別養護老人ホーム等の整備促進
- ◆介護保険相談の実施に対する支援
- ◆介護職員の資質向上等の取組

県内事業所における女性管理職割合の推移



資料出所：県雇用対策課調べ

共働き世帯数の推移（全国）



資料出所：労働力調査特別調査(13年以前)、労働力調査(14年以降)

基本施策Ⅱ-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

めざす姿

- 社会のあらゆる分野において女性の指導的地位に占める割合が大きく向上しています。
- 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。
- 男女の区別なく職域拡大が図られ、管理職等の指導的地位に女性が占める割合が大きく向上しています。

施策の方向等

1 県の審議会等委員への女性の参画

県の政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、審議会等委員への女性の参画が促進されるよう、計画的に取り組めます。

- ◆審議会等委員への女性の参画促進
- ◆委員構成の見直し等による女性の参画拡大
- ◆女性人材情報の庁内への提供

2 県における女性職員等の登用

女性の採用、管理職等への登用、職域の拡大を計画的に進めます。そのため、能力開発や人材育成のための研修を実施します。

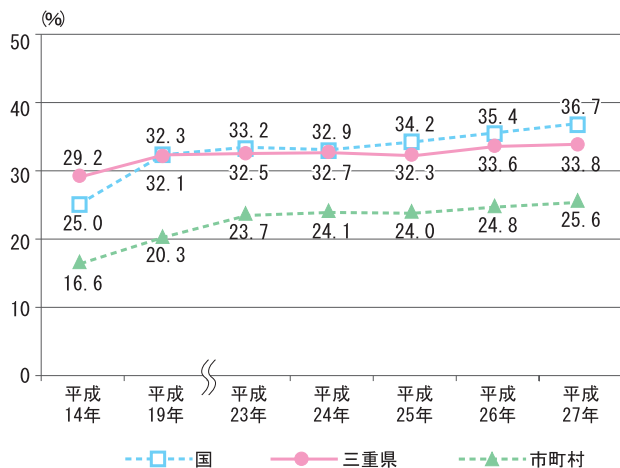
- ◆女性の受験者拡大の取組
- ◆女性職員登用方針の明確化
- ◆能力開発に向けた多様な研修の実施

3 市町等への働きかけ

政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、市町の状況に応じた支援を行います。
また、企業、団体、教育・研究機関等の取組が進むよう働きかけます。

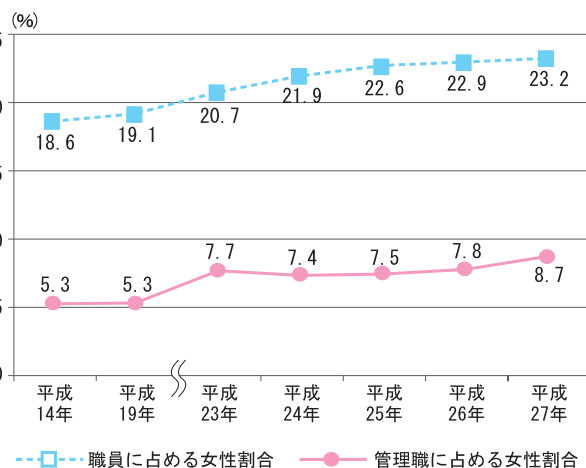
- ◆市町に対する支援
- ◆審議会委員等の女性割合の公表
- ◆企業等の自主的な取組促進

審議会等における女性委員の割合の推移



資料出所：県男女共同参画・NPO課調べ

県職員数(知事部局)および管理職の女性割合の推移



資料出所：県人事課調べ

基本施策Ⅱ-Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

めざす姿

- 固定的な性別役割分担意識や性差による偏見が解消され、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- 学校等において性別に関わりなく、一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育てる進路・就職指導が行われています。
- 生涯を通じて男女共同参画に関する学習環境が提供され、阻害する要因となっている社会制度や慣行が大きく見直されています。

施策の方向等

1 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

男女共同参画を阻害する社会制度、慣行等が見直されるよう、さまざまな機会や手段・媒体を活用した広報・啓発活動を展開し、男女共同参画意識の普及を図ります。

- ◆各種メディアを活用した広報の充実
- ◆多様な生き方の重要性を啓発
- ◆企業等に対する広報活動等の充実

2 学校等における男女共同参画教育の推進

学校教育等における男女共同参画教育・学習の充実を図ります。また、進学や就職においても、男女共同参画の視点をふまえた指導を行います。

- ◆教職員に対する体系的な研修
- ◆L G B T等への理解を深める教育
- ◆キャリア教育の推進

3 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、身近な地域で男女共同参画について学習できるよう、その機会を充実します。

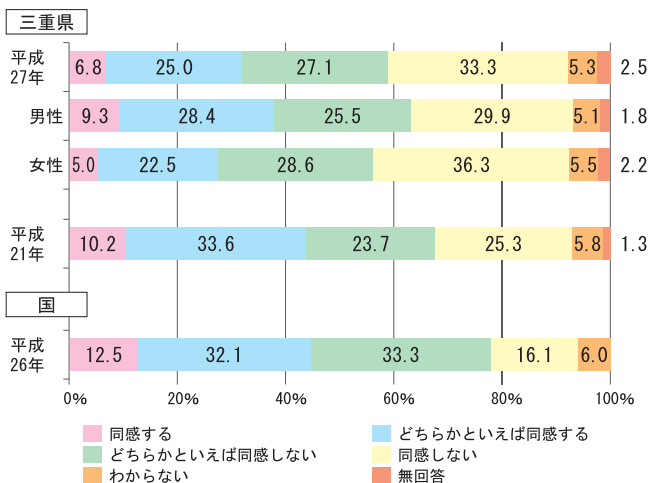
- ◆社会教育関係者への研修
- ◆地域リーダーの養成

4 国際的な動きへの対応と活動支援

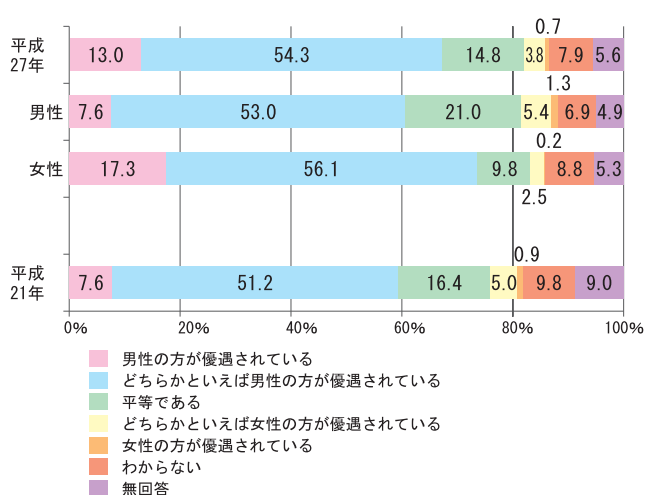
男女共同参画に関する国際的な情報を収集・発信します。また、男女共同参画の視点から多文化共生の社会づくりをめざす活動を支援します。

- ◆国際的な取組に係る情報提供
- ◆多文化共生社会づくりの推進

固定的な性別役割分担意識



社会全体における男女の平等感（県内）



基本施策Ⅲ-Ⅰ 家庭・地域における男女共同参画の推進

めざす姿

- 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、防災活動等について互いに支え合う地域づくりが進められています。
- 自治会等の地域に根差した組織・団体における女性の参画が進むとともに、高齢者や障がい者、外国人等の多様な住民が暮らしやすい社会が実現しています。
- 家族が互いに尊重しあい、一人ひとりがその一員としての責任を果たしながら、協力しあっています。

施策の方向等

1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

男女が、地域の一員としての責任を果たしながら、自己の選択により、家庭、地域、職場等においてバランスのとれた生活をおくることができるよう支援します。

- ◆家庭の大切さについての啓発
- ◆バランスのとれた生活への支援・啓発
- ◆育児・介護休業制度等の活用促進

2 地域活動における男女共同参画の促進

地域において男女共同参画を阻害している慣行の見直しを促進し、男女が共に参画し、相互に助け合うことができる地域社会づくりを支援します。

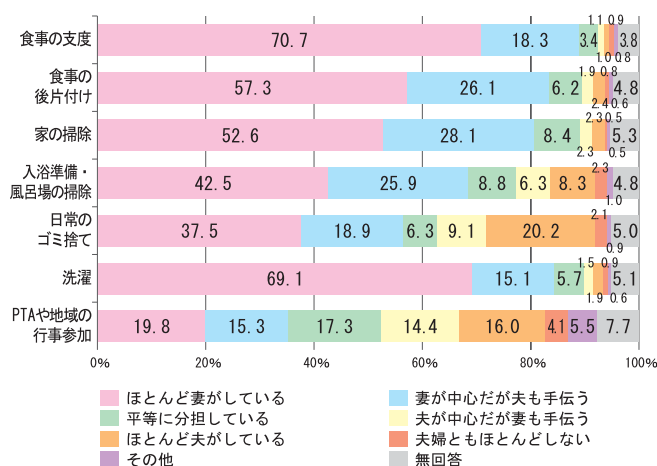
- ◆自治会等への女性の参画促進
- ◆住民等との協働促進に向けた啓発
- ◆地域社会づくりネットワークの構築等

3 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、避難所運営等の地域防災活動において女性の視点が反映されるよう取り組みます。

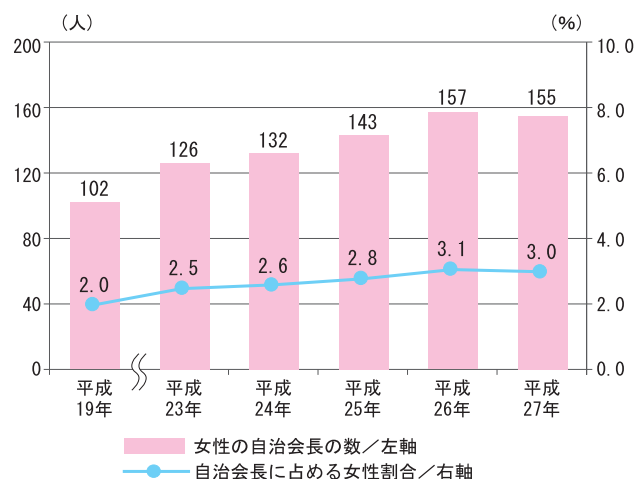
- ◆防災会議等への女性の参画促進
- ◆消防団等への女性の参画促進
- ◆避難所運営に係るマニュアル策定支援

家事における夫婦間の役割分担



資料出所：県男女共同参画・NPO課調べ

自治会長に占める女性割合の推移



資料出所：県男女共同参画・NPO課調べ

基本施策Ⅲ-Ⅱ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

めざす姿

- 男女が生涯にわたって健康でいきいきと暮らせる社会が形成されています。
- 男女が共に将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等に関する希望がかなう社会づくりが進められています。
- さまざまな生活上の困難に直面する人びとに対して、安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が十分行われています。

施策の方向等

1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

ライフステージに対応した健康づくりの取組を進め、生涯にわたる男女の健康を支援します。

- ◆県民一人ひとりの健康づくりを支援
- ◆女性特有の疾患に対する取組
- ◆職場におけるメンタルヘルス対策の支援

2 性と生殖に関する健康支援の充実

性に関する正しい知識の教育や普及のための啓発を行うとともに、安全で安心して子どもを産み育てることができるよう環境整備を行います。

- ◆児童生徒への学習機会の提供
- ◆妊産婦に対する支援
- ◆不妊治療に関する情報提供や相談支援

3 自立のための生活支援

ひとり親世帯等に対する貧困防止の対策を進めるとともに、高齢者、障がい者、性同一性障害等、さまざまな生活上の困難に直面する人びとに対する支援を充実します。

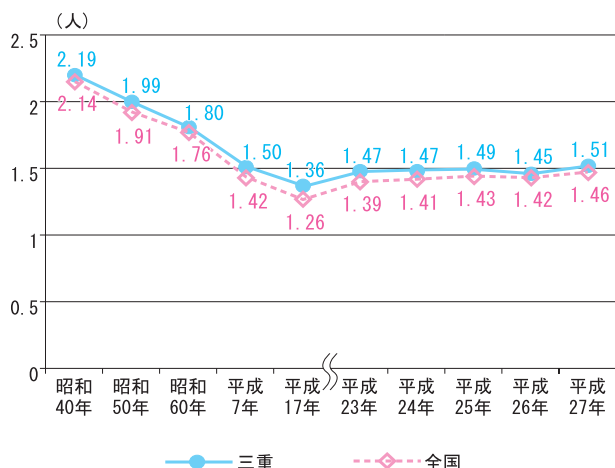
- ◆障がい者の一般就労に向けた支援
- ◆母子・父子世帯に対する支援
- ◆L G B T等に係る啓発・相談

4 自立を促進する環境の整備

高齢者、障がい者、外国人住民等が安全で安心して暮らすことができるよう、生活環境等の整備を推進します。

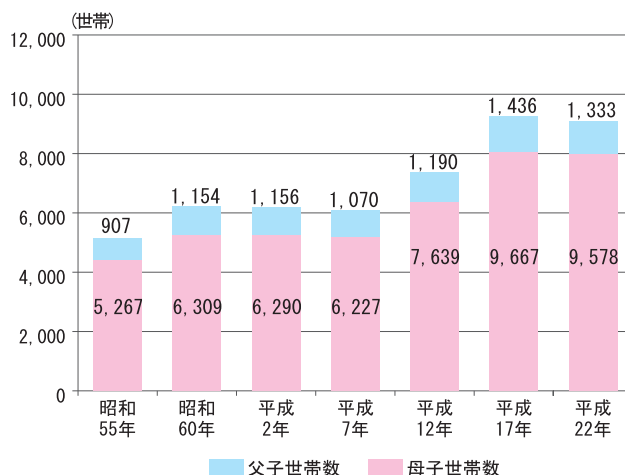
- ◆公共施設等のバリアフリー化推進
- ◆ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

合計特殊出生率の推移（人口千対）



資料出所：人口動態統計

ひとり親世帯数（県内）の推移



資料出所：国勢調査

基本施策Ⅲ-Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

めざす姿

- 配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が社会全体に浸透しています。
- 男女間等で暴力を伴わない人間関係を構築する教育が推進され、若年層における交際相手からの暴力のない社会づくりが進められています。
- 配偶者等や親からの暴力が根絶され、家族が互いにその人格を尊重しあって生活できる環境が実現しています。

施策の方向等

1 関係機関の連携による支援体制等の整備

配偶者等からの暴力に関する相談支援窓口の周知を図るとともに、関係機関の連携を強化し相談支援体制を充実します。

- ◆関係機関の連携による相談援助体制の強化
- ◆犯罪被害者やその家族に対する支援
- ◆相談機関等職員に対する研修

2 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進

保健・福祉・医療・警察等関係機関の連携を図り、配偶者等からの暴力に対する被害者の一時保護や施設入所等の支援を行います。

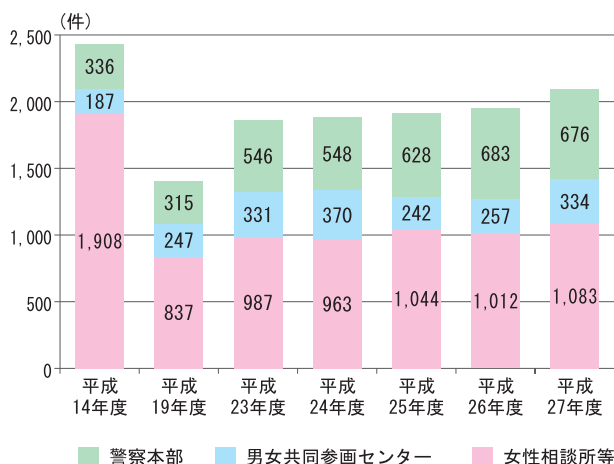
- ◆配偶者暴力相談支援センターが実施する相談・一時保護等の充実・強化
- ◆デートDVに関する相談・啓発

3 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進

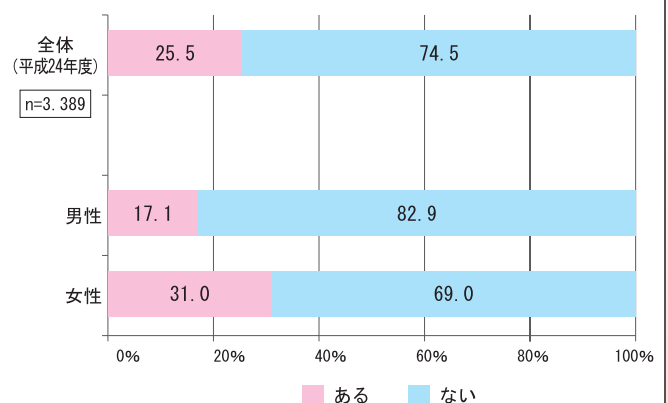
性犯罪、性暴力、ストーカー等に対する対策を推進します。特に性犯罪や性暴力の被害者が早期に心身の回復を図れるよう、総合的に支援します。

- ◆関係機関と連携したワンストップの相談窓口設置による各種支援
- ◆性犯罪等被害者の立場に立った相談等

配偶者等からの暴力の被害等に関する相談件数の推移



デートDVの被害経験



計画の推進

1 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、体制を充実するとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めます。

- ◆庁内推進組織の設置・運用
- ◆特定事業主行動計画の進捗管理等
- ◆男女が共に働きやすい職場づくり

2 男女共同参画に関する実施計画の策定および進行管理

第2次基本計画の着実な推進を図るため、実施計画を策定します。また、施策の実施状況を記載した年次報告書を作成し、計画の進行管理を行います。

- ◆実施計画の策定
- ◆年次報告書の作成・公表
- ◆男女共同参画に関する意識調査の実施

3 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等

三重県男女共同参画審議会を設置し、施策の実施状況について評価を行うとともに、知事への提言を行います。

- ◆審議会による男女共同参画施策の評価
- ◆審議会から知事への提言

4 市町等との協創

市町の実情に応じた支援を進めるとともに、教育機関や企業・団体等と連携し、男女共同参画や女性の活躍推進につながる取組を協働して行います。

- ◆市町等との連携・協働
- ◆条例や計画策定等への支援
- ◆高等教育機関や企業等との連携・協働

5 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

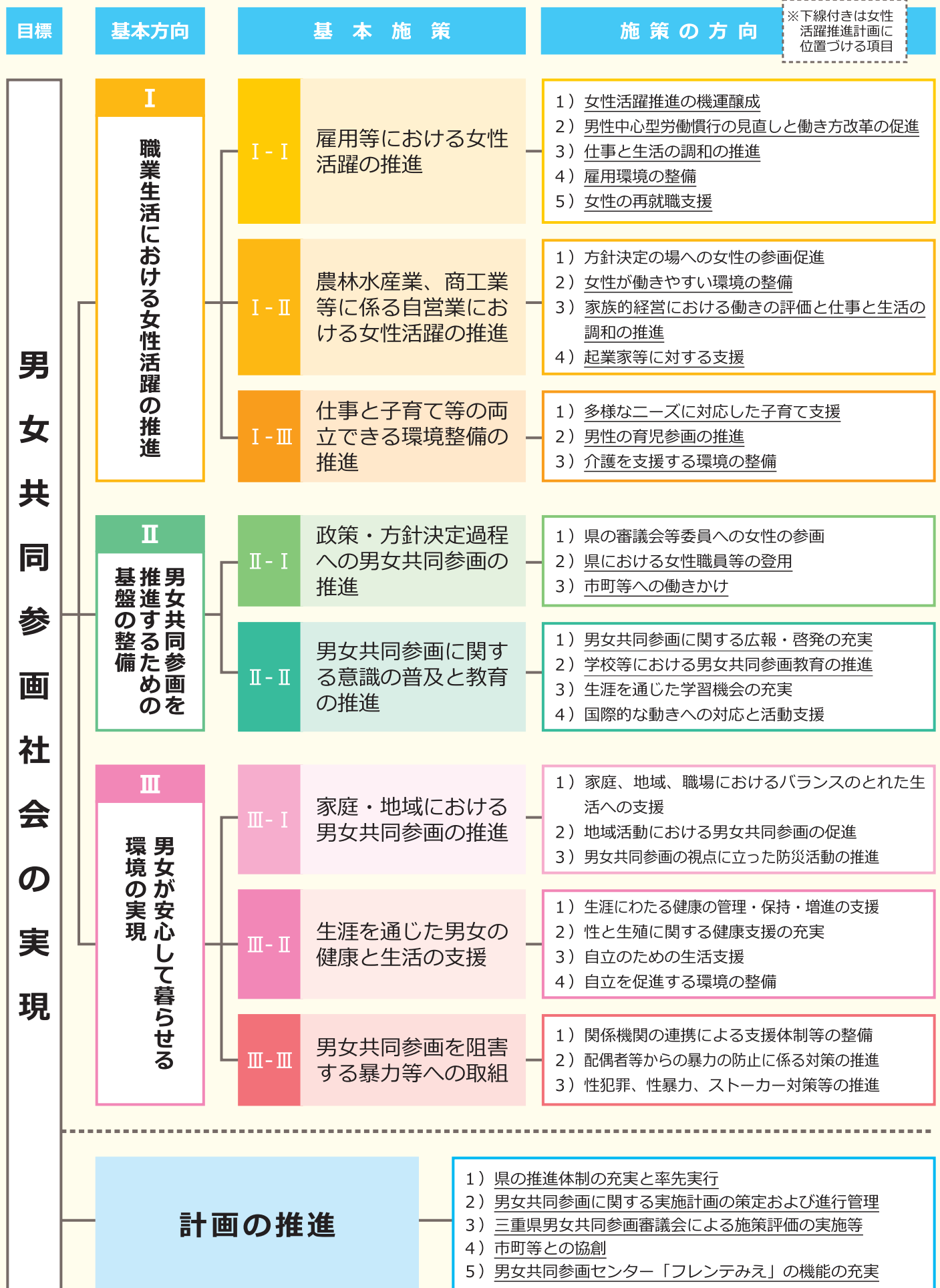
県の男女共同参画を進める拠点として、常に先駆的な取組に努めるとともに、情報発信、研修学習、相談、調査研究、参画交流等機能の充実を図ります。

- ◆展示や情報発信等の充実
- ◆多様な研修・講座の実施
- ◆各種相談事業の充実



Women in Innovation Summit (WIT) 2016 共同宣言

第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）体系図



※下線付きは女性活躍推進計画に位置づける項目

近年の男女共同参画に関する動き

年	国連等	国	三重県
2011年 (H23)	・ UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関) 正式発足	・ 「次世代育成支援対策推進法」改正施行	・ 「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定 (3月) ・ 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第3次改定 (3月)
2012年 (H24)	・ 国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 (日本提案)	・ 「育児・介護休業法」改正全面施行 ・ 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定	・ 「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定 (3月)
2013年 (H25)		・ 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」策定 (「女性活躍推進」を成長戦略の中核に位置づけ) ・ 「配偶者暴力防止法」改正 (対象被害者の追加等) (H26施行) ・ 「育児・介護休業法」改正全面施行 ・ 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	・ 三重県男女共同参画審議会から知事への提言 (10月)
2014年 (H26)	・ 国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 (日本提案) ・ UN Women HeForShe キャンペーン (女性の地位向上に男性の協力・参加を呼び掛ける運動) スタート	・ 「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」策定 (女性の更なる活躍促進) ・ すべての女性が輝く社会づくり本部設置 (内閣官房) ・ 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム「WAW! Tokyo 2014」開催 (第1回目)	・ 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第4次改定 (3月) ・ 輝く女性応援会議 in 三重開催 (8月) ・ 女性の大活躍推進三重県会議設立 (9月)
2015年 (H27)	・ 国連「北京+20」記念会合 (ニューヨーク)	・ 「女性活躍加速のための重点方針2015」決定 ・ WAW!2015開催 ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 公布、施行 (H28完全施行) ・ 「第4次男女共同参画基本計画」策定	・ 女性の大活躍推進三重県会議1周年記念大会開催 (11月)
2016年 (H28)	・ 伊勢志摩サミット開催 (首脳宣言 (女性の活躍推進はG7の共通のゴール))	・ 「女性活躍加速のための重点方針2016」決定 ・ WAW!2016開催	・ 三重県男女共同参画審議会から知事への提言 (2月) ・ 「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」策定 (3月) ・ 「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」策定 (3月) ・ WIT2016開催 (9月)
2017年 (H29)			・ 「第2次三重県男女共同参画基本計画 (改定版)」策定 (3月) ・ 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第5次改定 (3月)